



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

民法の改正で具体的に何が変わるのでしょうか。
今回は「消滅時効」と「保証」の規定の改正内容をご紹介します。

前号でお知らせ致しました通り、民法の大改正（2020年6月2日までに施行予定）に向け、改正項目をピックアップしてご紹介致します。今回取り上げるのは、「消滅時効」と「保証」です。

◆消滅時効に関する規定の改正

改正後の民法（以下「改正法」といいます）は、消滅時効に関する規定を次の通り定めています。

1 時効期間及び起算点の整理

改正前民法の職業別の債権について短期消滅時効を定める規定（民法170条～174条）、及び商法の商事消滅時効に関する規定（商法522条）を削除し、民事上の債権に関する消滅時効概念を次の通り統一しました（改正法161条1項各号）。

① 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき（客観的起算点）

② 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき（主観的起算点）

*上記の原則を貫くことが不相当と考えられる種類の債権については、例外規定が設けられています（改正法167条、168条、724条、同条の2等）。

なお、上記規定は、当該権利の発生原因である契約の成立が改正法施行後である場合に適用され、契約の成立が同法施行前である場合には、改正前民法が適用されます（改正法付則10条4号）。

2 時効の完成を妨げる事由の整理

時効の完成を妨げる概念を、時効の完成猶予（一定の事由が生じた場合にはある時点まで時効期間の進行がストップする）及び、更新（一定の事由が生じた場合に時効期間がリセットされる）として再構築し、時効の完成猶予、或いは更新事由として次のものを定めています。

- ① 裁判上の請求等（改正法147条）
- ② 強制執行等（改正法148条）
- ③ 仮差押え等（改正法149条）
- ④ 催告（改正法150条）
- ⑤ 協議を行う旨の合意（改正法151条）
- ⑥ 承認（改正法152条）

なお、上記規定は、改正法施行後に更新事由等が生じた場合に適用され、同法施行前に更新事由等が生じた場合には、改正前民法の規定が適用されます（改正法付則10条2号の反対解釈）。

3 時効の効果（援用）

消滅時効を援用できる「当事者」に、保証人、物上保証人、第三取得者が含まれるという従来の判例法理が明文化されました（改正法145条）。

◇保証に関する規定の改正

従前の民法からの変更点は次のような点です（施行後に締結される保証契約に適用されます）。

1 事業のための債務を主債務とする保証契約又は根保証契約と保証人の保護

① 事業のための債務を主債務として個人が保証

契約又は根保証契約を締結する場合には、保証人が経営者及び経営者に準ずる者である場合を除き、事前に公正証書を作成しなければなりません（改正法465条の6）

② 保証契約の締結に当たり公正証書を作成する必要がない経営者及び経営者に準ずる者とは、次の者を指します（改正法465条の9）

- ・主たる債務者が法人である場合の理事、取締役、執行役及びこれらに準ずる者
- ・主たる債務者が法人である場合の株式の過半数を有する株主（別法人を通じた間接支配を含む）
- ・主たる債務者が個人である場合の共同事業者
- ・主たる債務者が個人である場合の現に事業に従事している配偶者

③ 主債務者は、事業のための債務を主債務とした保証契約または根保証契約の締結を保証人に委託する場合には、次の情報を保証人に提供しなければならず、これを怠ると保証契約の取消事由になります（改正法465条の10）

- ・財産及び収支の状況
- ・主債務以外に負担している債務の有無及び額並びに履行状況
- ・主債務の担保として提供し、又は提供しようとするものについてはその旨及び内容

2 保証一般に関する法改正

① 委託を受けた保証人の求めに応じ、債権者は主債務の履行状況等の情報を提供しなければならないことになりました（改正法458条の2）

☞債権者に情報提供義務違反がある場合は、損害賠償請求及び保証契約の解除が考えられます。

② 主債務者が期限の利益を失ったときは、主債務者が2か月以内に保証人（個人）に対してその旨を通知しなければ、遅延損害金の請求ができなくなります（改正法458条の3）

③ 主たる債務者に対する関係で履行の請求、免除及び時効の完成があったとしても、連帯保証人との関係に影響しないことになりました（改正法458条）

☞債権者は主債務者だけではなく連帯保証人に対しても履行請求をする必要があります。

（友成、門屋）

法務トピックス

◎年金の受給資格期間が25年から10年へ

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」が平成29年8月1日より施行されます。年金保険料をなるべく年金の支払いにつなげる観点から、年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が25年から10年とされ、新たに年金受給資格者が増えることとなります。なお、対象となる方は手続が必要となりますので、年金事務所等にご相談下さい。

